

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

林業6次産業化推進事業

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県天草市

### 3 地域再生計画の区域

熊本県天草市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

①現在の本市の森林管理では森林面積全体の約38%にあたる17,719haにのみ森林経営計画が策定されており、そのすべてが私有林となっている。また、山主が市外へ転居していたり、高齢で管理が難しい事例が多い。これらの要因により、市産材の搬出量が少ない状況となっており、私有林以外の山林の状況も把握して、森林経営管理制度等を活用しながら丁寧に市内全体の山林を管理・整備する必要がある。さらに森林管理が不十分な原因として、人口減少や林業の衰退による域内での林業従事者の減少があり、昭和55年の234人と比較すると令和2年では127人となり、約45%減少した。これまでも本市の取り組みとして、平成29年度から就業前支援として「林業体験研修給付金事業」や就業後支援として「林業定着支援給付金事業」を行ってきたが、「林業体験研修給付金事業」は利用者なし、「林業定着支援給付金事業」は合計5名のみの利用となっている。原因として新規林業就業者獲得のための宣伝が十分でないことや、利用対象条件による制限が考えられ、現状や世間のニーズを把握し、時代に合わせた採用活動を行う必要がある。

②農業は、後継者不足等により耕作放棄地の増加（耕作放棄地率2005年20.8%、2010年37.8%、2015年40.4%、2020年は耕作放棄地面積に関する統計が廃止され不明）が喫緊の課題である。また、水産加工業者へのヒアリングによると、特産品である雑節の生産工程では広葉樹の薪を使用しているが、季節的に変動する薪需要に対して、市内の森林から十分に供給できていない。（薪の売買は個人間でのやり取りが多く、生産経路や生産量について把握できていないことも課題である。）これらの課題は各産業間で共有・連携し、有効な対策を講じることで解決し得ると考える。

③全国各地で豪雨による土砂災害や洪水による人的被害などが問題となる中で森林が有する多面的機能の維持を無視することはできない。本市においても、5490箇所（うち5157箇所が特別警戒区域）が土砂災害（特別）警戒区域に指定されており、毎年のように地滑りや土砂崩れが発生している。天草地域では昭和47年に死者100人以上にのぼる大水害が発生し、その多くが土砂崩れによる被害であり、急峻な地形や特有の地質条件が原因とされている。これらの条件に整備不十分な森林が加わるとより大きな被害が発生することが予想できる。また、近年成人の生活習慣病も問題となっている。令和3年度の市民アンケートでは、市民の約40%が「定期的に運動を行っていない」と回答しており、働き盛りの30～50代でその割合は高い傾向にある。「土砂災害防止機能」や「水源涵養機能」、「保健・レクリエーション機能」等の森林が有する有益な機能を十分に発揮させ、まちや市民の健康を守るために、行政側から働きかけて市民とともに森林保全を進めていく必要がある。

## 4-2 地方創生として目指す将来像

### 【概要】

#### ◎天草市の概要

本市は平成18年に周辺の2市8町が合併して天草市となり、面積は683.82平方キロメートルで県内最大となった。そのうちの約67%が山林で占められ、急峻で平野部は少ないが、温暖な気候や豊かな水産資源を活かして、農業や漁業が発達してきた。また、平成30年には市内の崎津集落を含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録され、多くの観光資源にも恵まれている。

人口は昭和30年の169,772人をピークに減少し、令和2年では75,783人となっている。特に熊本県平均と比較すると、生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高くなっており、経年的にみても年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加しているため少子高齢化が顕著となっている。

#### ◎目指す姿

市内の総生産額では平成30年度と令和元年度を比較すると、産業全体では2.7%増加している一方で、農業が14.0%、林業が4.4%、水産業が1.3%それぞれ減少している。産業別就業者数においても平成27年度と令和2年度を比較すると、就業人口総数が37,456人から35,076人と6.4%減少しているのに対し、第1次産業では5,064人から4,294人と15.2%の著しい減少傾向にある。本市の基盤となってきた第1次産業が低迷することで、今後ますます人口減少や市民の生活水準の低下、1次産業に関わる自然環境の劣化が懸念される。

そこで、本市ではまず第1次産業の活性化のため、市の面積の大きな割合を占める森林資源の利活用に伴う他産業（農水産業）との連携波及を目指し、林業を中心とした次の取り組みを行い、本市の総合戦略で掲げている”天草を支える産業の発展と安定した雇用の創出”と”市民が誇りを持ち、安心して暮らせるまちづくり”を実現し未来に残すことで市内の人口増加・維持を目指す。

- ①網羅的で適正な森林管理を基礎とした林業6次産業化を実現する
- ②農業・水産業と連携し、資源の循環を図ることで天草の美しい自然を守る
- ③安心して暮らせる天草を未来に残すため、市民とともに森林保全活動を活発化させる

### 【数値目標】

K P I ①	本交付金事業実施に伴う新規の施策対象山林面積						単位	ha
K P I ②	地域の森林資源を利用した教育・木育プログラムへの参加人数						単位	人
K P I ③	本交付金事業実施に伴う新規林業就業者数（副業含む）						単位	人
K P I ④	本交付金事業実施に伴う市産材の搬出量						単位	m <sup>3</sup>
	事業開始前 (現時点)	2023年度 増加分 (1年目)	2024年度 増加分 (2年目)	2025年度 増加分 (3年目)	2026年度 増加分 (4年目)	2027年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	30.00	50.00	100.00	-	-	180.00	
K P I ②	0.00	0.00	10.00	30.00	-	-	40.00	
K P I ③	0.00	0.00	3.00	5.00	-	-	8.00	
K P I ④	0.00	100.00	200.00	400.00	-	-	700.00	

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

##### ① 事業主体

2と同じ。

##### ② 事業の名称

林業6次産業化推進事業

##### ③ 事業の内容

林業6次産業化事業体（地域商社）の事業活動を通じて、上記①～③の課題を解消し、「目指す姿」の実現を図っていく。  
地域商社の事業範囲は、造林から伐採・搬出（1次）、搬出された木材を利用した加工（2次）、継続的な販路の確保やニーズに応えるための商品開発や営業・販売（3次）とし、これに関する地域状況調査や既存の事業体等関係者との連携・調整を行う。調査・調整の結果に基づき、地域に適した林業6次産業化事業体（地域商社）の構築と事業展開を支援する。

#### ◎事業の概要（課題との対応）

##### （1）網羅的で適切な森林管理（課題①③）

市内山林の森林機能を十分に発揮させ、市域全域での持続的な林業6次産業化を実現するために、公有林・私有林、人工林・天然林を問わず、網羅的で適切な森林管理をICT技術を用いて推進する。現在の主な施業対象となっている私有人工林は、天草地域森林組合等と連携し、間伐等森林施業をより推進することで、本市産材の安定供給と更なる森林資源の利活用を促進する。一方、現在ほとんど管理がなされていない市有林や天然林は、地域商社が中心となって、現状を把握し、適切な管理を進めていく。

##### （2）人材育成（課題①②）

適切な森林管理をするには安定して施業を行える林業従事者が必要である。SNS等を利用して求人宣伝活動を強化させ、新規林業就業者を育成する教育プログラム等により、担い手の確保、定着のための経営安定化を支援する。本業としてだけでなく、副業として林業に従事したい人材の支援も行い、フレキシブルな教育・補助体制を整えることで、より多くの新規林業従事者を確保する。

##### （3）森林信託やJークレジットの制度の活用（課題①③）

市内全域での適切な森林管理を実現させるために、森林信託の導入を検討し、事業者経営や流通量、雇用の安定と、森林所有者の経営・継承の簡便化を図る。さらにJークレジット制度を活用することで、市内での森林保全活動を浸透させる。

##### （4）農業との連携（課題②）

里山地域の耕作放棄地を活用した木材や特用林産物生産に取り組むことで、土地の有効利用及び長期的な資源の循環につなげる。

##### （5）水産業との連携（課題②）

牛深地域の特産品である雑節を生産する過程で、燻製を行う際に薪を使用している。本市産の広葉樹を用いることで水産業と林業の連携を図り、安定した薪の供給と長期的な資源の循環につなげる。

##### （6）木育機会の提供と林福連携（課題①③）

市有林を利用して、子供から大人まで森林について学び親しむ場となるアウトドアパークを作り、市内外の人が森林や木材に触れる機会を創出する。このアウトドアパークでは新規林業就業者向けの教育プログラム、幼児向けの木育プログラムの他、気軽に運動できるハイキングコースや「森のドッグパーク」等を整備する。これらの施設運営や木工製品の作成等で高齢者や障がい者が活躍できる雇用機会を積極的に提供し、林福連携を実現する。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

林業・木材産業を起点とした地域活性化の実績のある民間企業等との連携により、林業関係事業体（地域商社）を設立し、各プログラムやアウトドアパークの運営により収入を得る。また、市産材を利用した商品開発にも取り組み、商品販売と木材需要の増加を図ることで、クラウドファンディング等の制度を活用しながら経済的な自立と林業6次産業化の事業としての自立を図る。

##### 【官民協働】

林業の6次産業化の体制構築について、知見・実績を有する外部の民間企業や大学等のノウハウを活用し、新たな林業関係事業体（地域商社）の設立、流通・販売等の体制を構築する。市は各種の調整や体制づくりへの支援、県や地元森林組合、地元製材業者等の既存の関係事業体等と連携し事業を推進する。

##### 【地域間連携】

近隣の自治体と協力して、森林資源の効率的な生産・流通の体制を広域的に捉え整備していく。また、すでに同様の事業に挑戦している自治体と情報共有を行い、ノウハウなどの蓄積、共有化をすることで相互の相乗効果を図り、九州地域全体での林業活性化に貢献する。

##### 【政策間連携】

林業の6次産業化により、森林資源の利用が増えることで、市内での雇用機会の増加につながる。また、本市の重要な産業である観光業と連携することで、互いの集客を増加させ、産業の活発化→雇用機会の増加→移住者の増加の流れを実現することができる。また、積極的に高齢者や障がい者へ平等な雇用機会を提供する。

##### 【デジタル社会の形成への寄与】

###### 取組①

民有林（公有林と市有林）の森林管理の情報を集約し、ICT技術を活用した情報管理によって、市内の森林の管理状況を適切かつ網羅的に把握できるようにする。

###### 理由①

ICT技術を導入し、デジタル実装を推進することで、民有林の森林管理情報を集約し、市や森林組合等の各セクターの担当者のみが把握していた情報を一元管理することができる。これにより、地域全体で適切かつ網羅的な森林管理を行える体制を整えることができ、森林の多面的機能の発揮や林業6次産業化による”天草を支える産業の発展と安定した雇用の創出”と”市民が誇りを持ち、安心して暮らせるまちづくり”につながるため。

###### 取組②

該当なし。

###### 理由②

###### 取組③

該当なし。

### 理由③

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 7 月

【検証方法】

市が設置する総合政策審議会において、交付対象事業を含めた地方創生関連事業（地域再生計画）の事業達成状況を報告し、その効果を検証、審議会の意見を踏まえ事業の見直しを行う。

【外部組織の参画者】

慶応大学、熊本大学、民間企業、子育て関係NPO法人、公民館長、社会保険労務士、事業継承・引継ぎ支援センター

【検証結果の公表の方法】

天草市ホームページで公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 92,804 千円

⑧ 事業実施期間

2023年4月1日から 2026 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

#### (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進事業

##### ア 事業概要

脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電等の導入支援・自動車のEV化促進・藻場の整備（ブルーカーボンによるCO2吸収）等に取り組む。林業においては、適切な森林管理を通じて森林によるCO2吸収に取り組む。

##### イ 事業実施主体

熊本県天草市

##### ウ 事業実施期間

2023年4月1日から2026年3月31日まで

(2) 該当なし。

##### ア 事業概要

##### イ 事業実施主体

##### ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

##### ア 事業概要

##### イ 事業実施主体

##### ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日 まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に

7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。